

原 第 83 号
令和4年3月3日

原子力規制委員会 殿

富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

代表取締役社長 松田 光司
社長執行役員

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

平成4年10月23日付4資庁第9742号をもって認可を受け、平成5年7月27日付5資庁第8119号、平成6年4月27日付6資庁第2910号、平成8年3月5日付8資庁第724号、平成11年5月21日付平成11・02・26資第2号、平成13年1月5日付平成12・08・31資第11号、平成13年2月23日付平成13・02・15原第3号、平成13年3月30日付平成13・03・23原第25号、平成13年9月17日付平成13・08・21原第1号、平成13年11月28日付平成13・11・05原第4号、平成14年10月22日付平成14・09・30原第4号、平成15年3月6日付平成15・02・05原第14号、平成16年5月10日付平成15・12・19原第41号、平成16年7月1

日付平成 16・06・22 原第 1 号, 平成 16 年 9 月 3 日付平成 16・08・04 原第 3 号, 平成 17 年 2 月 24 日付平成 17・01・27 原第 1 号, 平成 17 年 4 月 22 日付平成 17・03・24 原第 16 号, 平成 17 年 10 月 4 日付平成 17・09・09 原第 20 号, 平成 18 年 2 月 22 日付平成 18・01・31 原第 13 号, 平成 18 年 6 月 26 日付平成 18・06・01 原第 8 号, 平成 19 年 6 月 27 日付平成 19・06・13 原第 56 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・09・28 原第 29 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・11・30 原第 17 号, 平成 20 年 8 月 22 日付平成 20・07・11 原第 24 号, 平成 20 年 12 月 12 日付平成 20・10・31 原第 15 号, 平成 21 年 5 月 25 日付平成 21・04・27 原第 29 号, 平成 22 年 2 月 3 日付平成 21・12・24 原第 5 号, 平成 23 年 5 月 6 日付平成 23・04・08 原第 32 号, 平成 23 年 5 月 11 日付平成 23・04・22 原第 13 号, 平成 24 年 1 月 23 日付平成 23・12・21 原第 10 号, 平成 24 年 6 月 7 日付平成 24・05・17 原第 12 号, 平成 24 年 9 月 6 日付 20120802 原第 23 号, 平成 25 年 6 月 28 日付原管 B 発第 1306273 号, 平成 26 年 1 月 14 日付原管 B 発第 1401141 号, 平成 27 年 7 月 30 日付原規規発第 15073010 号, 平成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 1603244 号, 平成 29 年 7 月 7 日付原規規発第 1707071 号, 令和 2 年 2 月 7 日付原規規発第 2002073 号, 令和 2 年 9 月 17 日付原規規発第 20091715 号及び令和 3 年 5 月 18 日付原規規発第 2105183 号で変更認可を受けた志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部を, 別紙の志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし, 下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 人事制度の見直しに伴う変更

人事制度の見直しに伴い, 以下の条文を変更する。

- ・第 8 条 (原子炉主任技術者の選任)

(2) 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い, 以下の条文を変更する。

- ・第 2 条の 2 (関係法令及び保安規定の遵守)
- ・第 3 条 (品質マネジメントシステム計画)
- ・第 4 条 (保安に関する組織)
- ・第 5 条 (保安に関する職務)

(3) 記載の適正化

記載の適正化のため, 以下の条文を変更する。

- ・第 27 条 (計測及び制御設備)

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。

以 上

別 紙

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
第1章 総則	第1章 総則	
(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、志賀原子力発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、志賀原子力発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	
(基本方針) 第2条 志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による公衆及び従業員の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。	(基本方針) 第2条 志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による公衆及び従業員の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。	
(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は、第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また、この方針を年1回以上評価し、必要により変更する。	(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は、第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための方針を定める。また、この方針を年1回以上評価し、必要により変更する。	
2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則」に基づき、次の事項を実施する。 (1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び <u>燃料部長</u> に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。 (2) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び <u>燃料部長</u> に関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。 (3) 原子力運営組織（以下、第4条（保安に関する組織）で定める原子力運営組織をいう。）及び調達組織（以下、第4条（保安に関する組織）で定める調達組織をいう。）の活動の評価を行う。 (4) 前号の評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。	2 原子力本部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力 法令遵守・安全文化醸成活動管理要則」に基づき、次の事項を実施する。 (1) 前項の社長の方針に基づき、発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び <u>エネルギー取引部長</u> に各部所の関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定させ、各部所の活動計画が前項の社長の方針と整合がとられていることを確認する。 (2) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び <u>エネルギー取引部長</u> に関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動を実施させ、各部所の活動の評価結果の報告を受ける。 (3) 原子力運営組織（以下、第4条（保安に関する組織）で定める原子力運営組織をいう。）及び調達組織（以下、第4条（保安に関する組織）で定める調達組織をいう。）の活動の評価を行う。 (4) 前号の評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。	組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
(5) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び <u>燃料部長</u> に、各部所の評価結果、(3)の評価結果及び前号の社長の指示を(1)の活動計画に反映させる。	(5) 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び <u>エネルギー取引部長</u> に、各部所の評価結果、(3)の評価結果及び前号の社長の指示を(1)の活動計画に反映させる。	組織改正に伴う変更
3 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び <u>燃料部長</u> は、前項(1)の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。さらに、各部所の評価結果、前項(3)の評価結果及び前項(4)の社長の指示を前項(1)の活動計画に反映する。	3 発電所長、原子力部長、土木建築部長、資材部長及び <u>エネルギー取引部長</u> は、前項(1)の活動計画を年度毎に策定し、原子力本部長の確認を受ける。また、この活動計画に基づき活動を実施するとともに、各部所の活動の評価を行い、評価結果を原子力本部長に報告する。さらに、各部所の評価結果、前項(3)の評価結果及び前項(4)の社長の指示を前項(1)の活動計画に反映する。	組織改正に伴う変更
4 品質管理・原子力安全推進部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力監査要則」に基づき、次の事項を実施する。 (1) 第1項の社長の方針に基づき、独立監査組織（以下、第4条（保安に関する組織）で定める独立監査組織をいう。）における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定し、この活動計画に基づき活動を実施する。 (2) 前号の活動の評価を行い、評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。 (3) 前号の評価結果及び社長の指示を(1)の活動計画に反映する。	4 品質管理・原子力安全推進部長は、関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるようにするため、「原子力監査要則」に基づき、次の事項を実施する。 (1) 第1項の社長の方針に基づき、独立監査組織（以下、第4条（保安に関する組織）で定める独立監査組織をいう。）における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動計画を年度毎に策定し、この活動計画に基づき活動を実施する。 (2) 前号の活動の評価を行い、評価結果を年1回以上社長に報告し、社長から指示を受ける。 (3) 前号の評価結果及び社長の指示を(1)の活動計画に反映する。	
5 原子力運営組織及び調達組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	5 原子力運営組織及び調達組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	
6 独立監査組織は、第4項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	6 独立監査組織は、第4項(1)の活動計画に基づき、活動を実施する。	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>第 2 条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり，以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>（略）</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>第 2 条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり，以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>（略）</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

变更前

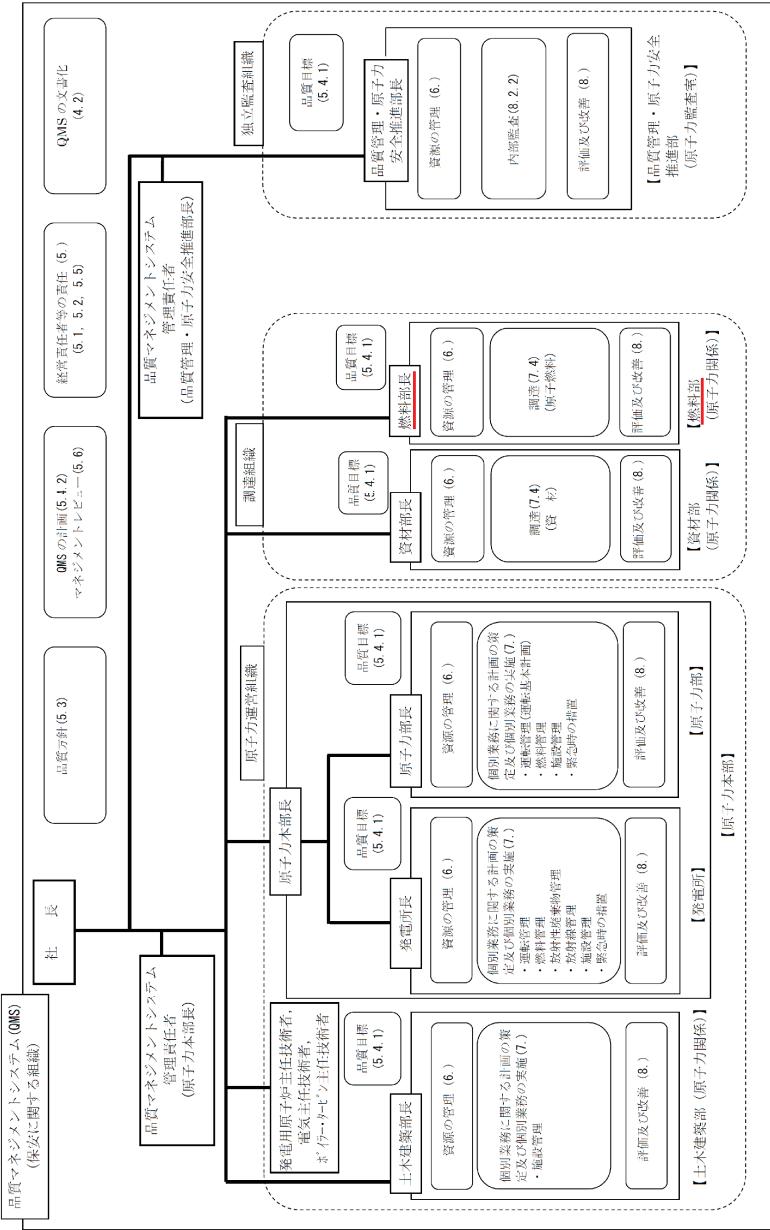


図3-1 品質マネジメントシステム体系（主要プロセスマップ）

麥更祿

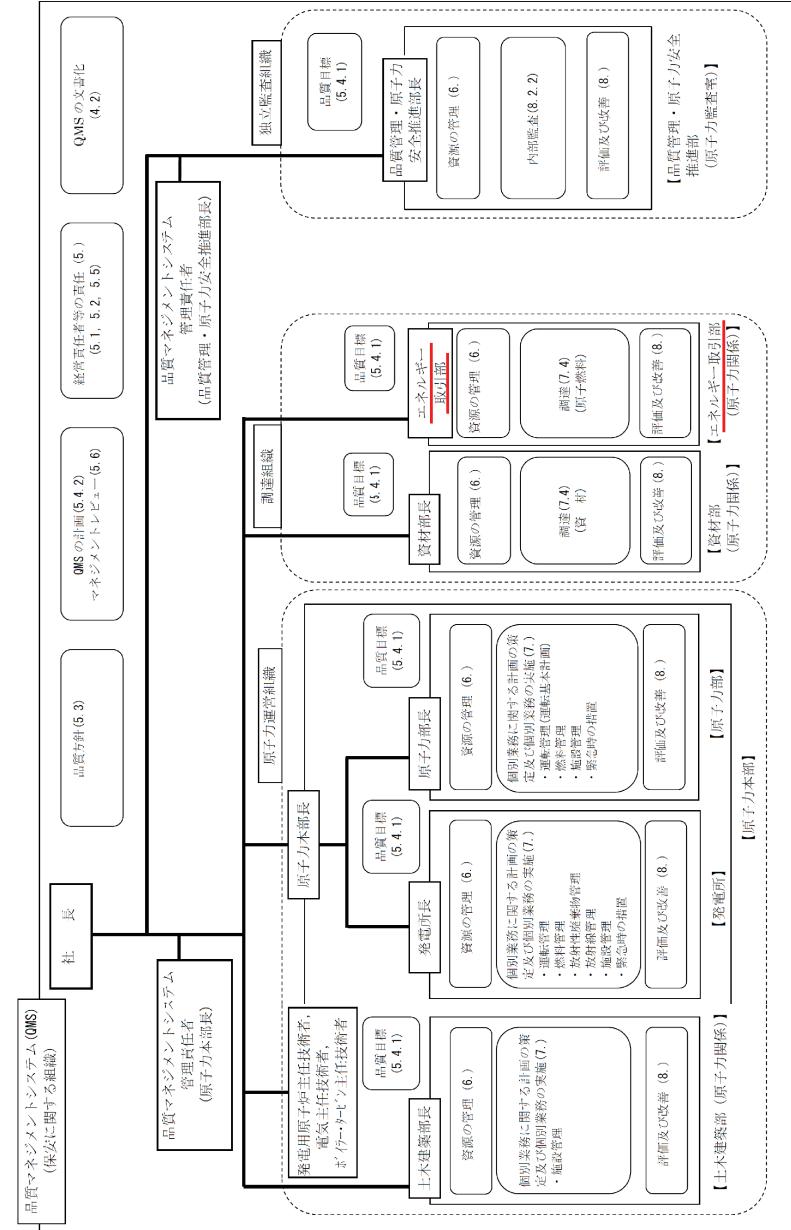


図3-1 品質マネジメントシステム体系（主要プロセスマップ）

組織改正に 伴う変更

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前					変更後					備考
表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定、保安規定の条項との関係 (その2)					表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定、保安規定の条項との関係 (その2)					
本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第3条以外の関連条項	本品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第3条以外の関連条項	
4.1(2) グレード分け	品質保証重要度分類管理要則	原子力部			4.1(2) グレード分け	品質保証重要度分類管理要則	原子力部			
5.4.1 品質目標	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理・原子力安全推進部			5.4.1 品質目標	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理・原子力安全推進部			
5.5.1 責任及び権限	組織規程 職務権限規程 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領	経営企画部 経営企画部 原子力部 発電所	第5条 第5条 第8条、第9条、第9条の3、第120条 第8条の2、第9条の2、第9条の3		5.5.1 責任及び権限	組織規程 職務権限規程 原子炉主任技術者の職務等に関する運用指針 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する運用要領	経営企画部 経営企画部 原子力部 発電所	第5条 第5条 第8条、第9条、第9条の3、第120条 第8条の2、第9条の2、第9条の3		
5.5.4 組織の内部の情報の伝達	品質保証組織運用要領 品質保証組織運用指針 品質保証組織運用指針	発電所 原子力部 土木建築部	第4条、第5条、第7条、第120条 第4条～第6条 第4条、第5条		5.5.4 組織の内部の情報の伝達	品質保証組織運用要領 品質保証組織運用指針 品質保証組織運用指針	発電所 原子力部 土木建築部	第4条、第5条、第7条、第120条 第4条～第6条 第4条、第5条		
5.6 マネジメントレビュー	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理・原子力安全推進部			5.6 マネジメントレビュー	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理・原子力安全推進部			
6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	教育・訓練管理要領 教育・訓練管理指針 教育管理指針 原子力関係調達業務管理指針 原子燃料関係調達業務管理指針 原子力監査要則	発電所 原子力部 土木建築部 資材部 燃料部 品質管理・原子力安全推進部	第117条、第118条		6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	教育・訓練管理要領 教育・訓練管理指針 教育管理指針 原子力関係調達業務管理指針 原子燃料関係調達業務管理指針 原子力監査要則	発電所 原子力部 土木建築部 資材部 エネルギー取引部 品質管理・原子力安全推進部	第117条、第118条		
運転管理	運転管理業務要領 運転管理等業務指針 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する指針	発電所 原子力部 原子力部	第11条～第77条 第11条～第77条 第12条		運転管理	運転管理業務要領 運転管理等業務指針 原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する指針	発電所 原子力部 原子力部	第11条～第77条 第11条～第77条 第12条		
燃料管理	燃料管理要領 運転管理等業務指針	発電所 原子力部	第78条～第85条 第78条～第85条		燃料管理	燃料管理要領 運転管理等業務指針	発電所 原子力部	第78条～第85条 第78条～第85条		
放射性廃棄物管理	放射性固体廃棄物管理要領 放射性液体・気体廃棄物放出管理要領	発電所 発電所	第86条、第86条の2、第86条の3、第90条 第87条、第88条 第90条		放射性廃棄物管理	放射性固体廃棄物管理要領 放射性液体・気体廃棄物放出管理要領	発電所 発電所	第86条、第86条の2、第86条の3、第90条 第87条、第88条 第90条		
7.1 7.5 放射線管理	区域管理要領 被ばく管理要領 保全区域等管理要領 環境放射線モニタリング要領 放射性物質等輸送要領 放射線作業管理要領	発電所 発電所 発電所 発電所 発電所 発電所	第91条～第93条、第100条、第105条 第94条、第98条、第104条、第105条 第96条、第97条 第100条、第100条の2、第105条 第103条 第93条～第95条、第99条、第102条、第104条		7.1 7.5 放射線管理	区域管理要領 被ばく管理要領 保全区域等管理要領 環境放射線モニタリング要領 放射性物質等輸送要領 放射線作業管理要領	発電所 発電所 発電所 発電所 発電所 発電所	第91条～第93条、第100条、第105条 第94条、第98条、第104条、第105条 第96条、第97条 第100条、第100条の2、第105条 第103条 第93条～第95条、第99条、第102条、第104条		
施設管理	施設管理要則	原子力部	第89条、第101条、第106条～第106条の6		施設管理	施設管理要則	原子力部	第89条、第101条、第106条～第106条の6		
緊急時の措置	緊急時対策要則	原子力部	第107条～第116条		緊急時の措置	緊急時対策要則	原子力部	第107条～第116条		
関係法令遵守、健全な安全文化の育成及び維持	原子力法令遵守・安全文化醸成活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理・原子力安全推進部	第2条の2 第2条の2		関係法令遵守、健全な安全文化の育成及び維持	原子力法令遵守・安全文化醸成活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理・原子力安全推進部	第2条の2 第2条の2		組織改正に伴う変更

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>第3章 体制及び評価</p> <p>第1節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条</p> <p>発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。</p> <p>(1) 保安に関する組織：図4に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力運営組織：図4に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部（原子力関係）の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。</p> <p>(3) 発電所組織：図4に定める組織のうち、発電所の組織をいう。</p> <p>(4) 調達組織：図4に定める組織のうち、資材部（原子力関係）及び<u>燃料部</u>（原子力関係）の組織をいう。</p> <p>(5) 独立監査組織：図4に定める組織のうち、品質管理・原子力安全推進部（原子力監査室）の組織をいう。</p>	<p>第3章 体制及び評価</p> <p>第1節 保安管理体制</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条</p> <p>発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>次に定める組織の定義は、全ての章において適用する。</p> <p>(1) 保安に関する組織：図4に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力運営組織：図4に定める組織のうち、原子力本部及び土木建築部（原子力関係）の組織、並びに発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者をいう。</p> <p>(3) 発電所組織：図4に定める組織のうち、発電所の組織をいう。</p> <p>(4) 調達組織：図4に定める組織のうち、資材部（原子力関係）及び<u>エネルギー取引部</u>（原子力関係）の組織をいう。</p> <p>(5) 独立監査組織：図4に定める組織のうち、品質管理・原子力安全推進部（原子力監査室）の組織をいう。</p>	組織改正に伴う変更

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
図4 <p>品質マネジメント システム管理責任者 (原子力本部長) 社長 品質マネジメント システム管理責任者 (品質管理・原子力安全推進部長)</p> <p>原子力本部長 原子力部長 ※1 → ※2 → 土木建築部長 資材部長 燃料部長 品質管理・原子力安全推進部長 原子力監査室長</p> <p>品質マネジメント システム管理責任者 (原子力本部長) 社長 品質マネジメント システム管理責任者 (品質管理・原子力安全推進部長)</p> <p>原子力部長 原子力発電保安委員会 ※1 → ※2 → 土木建築部長 資材部長 エネルギー取引部長 品質管理・原子力安全推進部長 原子力監査室長</p> <p>総務部長 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 ※2 → 発電所長 安全・品質保証室長 原子力発電 保安運営委員会</p> <p>技術部長 施設防護課長 防災設備管理課長 発電課長 当直長 燃料炉心課長 放射線安全課長 修理計画課長 電気修理課長 機械修理課長 土木建築課長 発電部長 修理部長</p> <p>総務部長 技術部長 施設防護課長 防災設備管理課長 発電課長 当直長 燃料炉心課長 放射線安全課長 修理計画課長 電気修理課長 機械修理課長 土木建築課長 発電部長 修理部長</p>	図4 <p>品質マネジメント システム管理責任者 (原子力本部長) 社長 品質マネジメント システム管理責任者 (品質管理・原子力安全推進部長)</p> <p>原子力本部長 原子力部長 ※1 → ※2 → 土木建築部長 資材部長 エネルギー取引部長 品質管理・原子力安全推進部長 原子力監査室長</p> <p>総務部長 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 ※2 → 発電所長 安全・品質保証室長 原子力発電 保安運営委員会</p> <p>技術部長 施設防護課長 防災設備管理課長 発電課長 当直長 燃料炉心課長 放射線安全課長 修理計画課長 電気修理課長 機械修理課長 土木建築課長 発電部長 修理部長</p> <p>総務部長 技術部長 施設防護課長 防災設備管理課長 発電課長 当直長 燃料炉心課長 放射線安全課長 修理計画課長 電気修理課長 機械修理課長 土木建築課長 発電部長 修理部長</p>	組織改正に伴う変更
(保安に関する職務)	(保安に関する職務)	
第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。	第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。	
(1) 社長は、保安に関する組織から報告を求め必要な指示を行うとともに、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持及び改善を通して、保安活動を統括する。また、関係法令及び保安規定を遵守すること並びに健全な安全文化の育成及び維持が行われることを確実にする。	(1) 社長は、保安に関する組織から報告を求め必要な指示を行うとともに、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持及び改善を通して、保安活動を統括する。また、関係法令及び保安規定を遵守すること並びに健全な安全文化の育成及び維持が行われることを確実にする。	
(2) 原子力本部長は、原子力部長及び発電所長（以下「所長」という。）に指示	(2) 原子力本部長は、原子力部長及び発電所長（以下「所長」という。）に指示	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>を行うとともに、原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 土木建築部長は、土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(5) 資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。</p> <p>(6) <u>燃料部長</u>は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力監査室長は、監査業務を行う。</p> <p>(9) その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>を行うとともに、原子力運営組織及び調達組織における品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力運営組織及び調達組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力部長は、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 土木建築部長は、土木建築部における発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(5) 資材部長は、資材の調達に関する業務を行う。</p> <p>(6) <u>エネルギー取引部長</u>は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質管理・原子力安全推進部長は、原子力運営組織及び調達組織から独立した監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、独立監査組織における関係法令及び保安規定を遵守することが確実に行われるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力監査室長は、監査業務を行う。</p> <p>(9) その他保安に直接係わらない部門の長は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づき所管業務を行う。</p> <p>(略)</p>	組織改正に 伴う変更

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第 8 条</p> <p>社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の 1 つ又はそれ以上の業務に通算して 3 年以上の実務経験を有する者から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者は<u>特別管理職 A 級</u>以上とし、第 9 条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>4 代行者の職位は、課長以上とする。</p> <p>5 原子炉主任技術者が不在で職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、当該原子炉主任技術者を解任し、新たに原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(略)</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第 8 条</p> <p>社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の 1 つ又はそれ以上の業務に通算して 3 年以上の実務経験を有する者から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者は<u>特別管理職経営職</u>以上とし、第 9 条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>4 代行者の職位は、課長以上とする。</p> <p>5 原子炉主任技術者が不在で職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、当該原子炉主任技術者を解任し、新たに原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(略)</p>	人事制度見直しに伴う変更

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(計測及び制御設備)</p> <p>第 27 条</p> <p>[1号炉]</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{※1}は、表 27-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉緊急停止系計装</p> <p>(2) 中性子源領域モニタ計装</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系^{※2}計装、高压炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装)</p> <p>(4) 原子炉格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装、原子炉格納容器隔離計装、原子炉建屋原子炉棟隔離計装)</p> <p>(5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機^{※3}計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室換気空調再循環系計装、事故時計装)</p> <p>(略)</p>	<p>(計測及び制御設備)</p> <p>第 27 条</p> <p>[1号炉]</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{※1}は、表 27-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉緊急停止系計装</p> <p>(2) 中性子源領域モニタ計装</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系^{※2}計装、高压炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装)</p> <p>(4) 原子炉格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装、原子炉格納容器隔離計装、原子炉建屋原子炉棟隔離計装)</p> <p>(5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機^{※3}計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室換気空調再循環系計装、事故時計装)</p> <p>(略)</p>	
<p>[2号炉]</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{※1}は、表 27-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉緊急停止系計装</p> <p>(2) 起動領域モニタ計装</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧注水系^{※2}計装、高压炉心注水系計装、原子炉隔離時冷却系計装、自動減圧系計装)</p> <p>(4) 原子炉格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装、原子炉格納容器隔離計装、原子炉建屋原子炉棟隔離計装)</p> <p>(5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機^{※3}計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室換気空調再循環系計装、事故時計装)</p> <p>(略)</p>	<p>[2号炉]</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{※1}は、表 27-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉緊急停止系計装</p> <p>(2) 起動領域モニタ計装</p> <p>(3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧注水系^{※2}計装、高压炉心注水系計装、原子炉隔離時冷却系計装、自動減圧系計装)</p> <p>(4) 原子炉格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装、原子炉格納容器隔離計装、原子炉建屋原子炉棟隔離計装)</p> <p>(5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機^{※3}計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室換気空調再循環系計装、事故時計装)</p> <p>(略)</p>	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前						変更後						備考
表27-3-4-2(3)						表27-3-4-2(3)						
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	
1. 主蒸気ドレン系隔離 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに	1. 主蒸気ドレン系隔離 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに	記載の適正化
			B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	B1. 主蒸気ドレン系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間 1時間				B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	B1. 主蒸気ドレン系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間 1時間	
			C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間 36時間				C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>冷温停止</u> にする。	24時間 36時間	
2. 炉水サンプル系隔離 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに	2. 炉水サンプル系隔離 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに	記載の適正化
			B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	B1. 炉水サンプル系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間 1時間				B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	B1. 炉水サンプル系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間 1時間	
			C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	24時間 36時間				C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>冷温停止</u> にする。	24時間 36時間	

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前						変更後						備考
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	
3.原子炉冷却材浄化系隔離(論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。 B1. 原子炉冷却材浄化系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	速やかに 1時間 24時間 36時間	3.原子炉冷却材浄化系隔離(論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。 B1. 原子炉冷却材浄化系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>冷温停止</u> にする。	速やかに 1時間 1時間 24時間 36時間	記載の適正化
4.不活性ガス系隔離(論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。 B1. 不活性ガス系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	速やかに 1時間 24時間 36時間	4.不活性ガス系隔離(論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。 B1. 不活性ガス系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>冷温停止</u> にする。	速やかに 1時間 1時間 24時間 36時間	記載の適正化

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前						変更後						備考
要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間	
5. 残留熱除去系隔離 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。 B1. 残留熱除去系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	速やかに 1時間 24時間 36時間	5. 残留熱除去系隔離 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。 B1. 残留熱除去系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>冷温停止</u> にする。	速やかに 1時間 1時間 24時間 36時間	記載の適正化
6. 廃棄物処理系隔離 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。 B1. 廃棄物処理系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>低温停止</u> にする。	速やかに 1時間 24時間 36時間	6. 廃棄物処理系隔離 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。 B1. 廃棄物処理系隔離弁を隔離する。 又は B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 高温停止にする。 及び C2. <u>冷温停止</u> にする。	速やかに 1時間 1時間 24時間 36時間	記載の適正化

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(3) 原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔2号炉〕</p> <p>原子炉建屋原子炉棟隔離計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて表27-3-4-3(1)及び表27-3-4-3(3)の措置を講じる。表27-3-4-3(1)の措置を完了できない場合は、表27-3-4-3(2)の要求される措置を完了時間内に講じる。原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表27-3-4-3(2)及び表27-3-4-3(3)の要求される措置を達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ36時間以内に<u>低温停止</u>にする。炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、表27-3-4-3(2)及び表27-3-4-3(3)の要求される措置を達成できない場合は、速やかに炉心変更又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉建屋原子炉棟隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。</p>	<p>(3) 原子炉建屋原子炉棟隔離計装〔2号炉〕</p> <p>原子炉建屋原子炉棟隔離計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて表27-3-4-3(1)及び表27-3-4-3(3)の措置を講じる。表27-3-4-3(1)の措置を完了できない場合は、表27-3-4-3(2)の要求される措置を完了時間内に講じる。原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表27-3-4-3(2)及び表27-3-4-3(3)の要求される措置を達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ36時間以内に<u>冷温停止</u>にする。炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、表27-3-4-3(2)及び表27-3-4-3(3)の要求される措置を達成できない場合は、速やかに炉心変更又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。</p> <p>なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉建屋原子炉棟隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。</p>	記載の適正化

表27-3-4-3(1)

要素	条件	要求される措置	完了時間
センサチャンネル	A. 1つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	A1. 当該センサチャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分のセンサチャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する ^{※2} 。	速やかに
	B. 2つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	B1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 及び B2. 他の区分をバイパスする ^{※2} 。 及び B3. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	3時間 6時間 30日間
	C. 3つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	C1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 及び C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 6時間
	D. 4つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	D1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 及び D2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 1時間

※1：停止余裕確認後の同一の水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒挿入・引抜きを除く。

※2：区分（センサチャンネル）をバイパスしている期間については、当該区分に含まれている他の要素のセンサチャンネルについても、バイパスしているとみなす。

表27-3-4-3(1)

要素	条件	要求される措置	完了時間
センサチャンネル	A. 1つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	A1. 当該センサチャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分のセンサチャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する ^{※2} 。	速やかに
	B. 2つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	B1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 及び B2. 他の区分をバイパスする ^{※2} 。 及び B3. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	3時間 6時間 30日間
	C. 3つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	C1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 及び C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 6時間
	D. 4つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	D1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 及び D2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 1時間

※1：停止余裕確認後の同一の水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒挿入・引抜きを除く。

※2：区分（センサチャンネル）をバイパスしている期間については、当該区分に含まれている他の要素のセンサチャンネルについても、バイパスしているとみなす。

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>附則（令和3年5月18日 原規規発第2105183号）</u> (施行期日) 第 1 条 本規定は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>附則（令和 年 月 日 号）</u> (施行期日) 第 1 条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</p> <p>(略)</p>	施行日の規定